

## 一般社団法人大分県マンション管理士会倫理規定

### (趣旨)

第1条 一般社団法人大分県マンション管理士会（以下、「当会」という。）は、管理組合の運営その他マンションの管理全般に関し、専門的知識を持って管理組合の役員、区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の支援を行うものであり、その業務の遂行には、高度の知識と豊富な経験が必要とされるだけでなく、高い倫理性が求められる。よって、マンション管理士にふさわしい倫理観を持って行動するための規範として、当会所属の正会員（以下、「会員」という。）に対し、この倫理規定を定める。

### (信義誠実)

第2条 会員は、法令を遵守し、信義に従い、誠実にその業務を行わなければならない。

### (信用失墜行為の禁止)

第3条 会員は、マンション管理士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

### (秘密保持義務)

第4条 会員は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。会員又はマンション管理士でなくなった後においても、同様とする。

### (依頼の金融)

第5条 会員は、不当な目的のため、または品位、信用を損なう方法により依頼を勧誘してはならない。

### (依頼者紹介者等への謝礼等)

第6条 会員は、依頼者等の責任者等へ謝礼、その他の対価を支払ってはならない。

### (違法行為の助言)

第7条 会員は、詐欺的商取引、暴力その他これに類する違法又は不正な行為を助長し、またはこれらの行為を利用してはならない。

### (品位を損なう事業への参加)

第8条 会員は、公序良俗に反する事業その他品位を損なう事業を営み、若しくはこれに加わり、又はこれらの事業に自己の名を利用してはならない。

### (事務従事者の指導監督)

第9条 会員は、その事務所の業務に関し、事務に従事する者が違法または不当な行為に及ぶことのないように指導・監督しなければならない。

(不当な依頼の受任)

第10条 会員は、依頼の目的又は手段・方法において不当な依頼を受任してはならない。

(利益相反行為等の禁止)

第11条 会員は、依頼者と利益が相反する業務を行い、又は業務を受任してはならない

(報酬の明示)

第12条 会員は、依頼者に対し、受任に際して、その報酬の金額または算定方法を明示するように努めなければならない。

(報酬の妥当性)

第13条 会員は、依頼内容にふさわしい適正・妥当な報酬を定めなければならない。

2 会員は、前項に定める報酬以外に、依頼者又はその関係人から利益の供与若しくは供給を受け、又はこれを要求し、若しくはその約束をしてはならない。

(受任の趣旨の明確化)

第14条 会員は、受任の内容及び範囲を明確にして、依頼された案件を受任するように努めなければならない。

(依頼の処理)

第15条 会員は、依頼を受けた時は、速やかに着手し、遅滞なく処理するように努めなければならない。

(依頼処理の報告)

第16条 会員は、依頼者に対し、依頼案件の経過及びその帰趨に影響を及ぼす事項を必要に応じ報告し、依頼の結果を滞りなく報告しなければならない。

(名誉の尊重)

第17条 会員は、相互に名誉と信義を重んじ、みだりに他の会員又は当会に所属していないマンション管理士を誹謗・中傷してならない。

附則

第1条 この規定は、平成25年9月6日から施行する。